

物件説明書

共通仕様書（氷菓）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- （１）自動販売機本体の大きさは物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- （２）機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- （３）電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- （４）新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- （５）自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- （６）自動販売機の設置にあたっては、アンカー等で固定するなど耐震対策を施すこと。
その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- （７）自動販売機に併設して、販売する氷菓の使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、賃借人の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- （８）自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- （９）賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- （１）酒・タバコの販売は行わないこと。
- （２）販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- （３）販売品目は、コーンタイプ、スティックタイプ等密閉式の容器とすること。
- （４）品目の具体的な構成については、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- （１）賃貸人は、自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- （２）賃借人は、消耗品の補充及び販売品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器等を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1 自動販売機設置場所

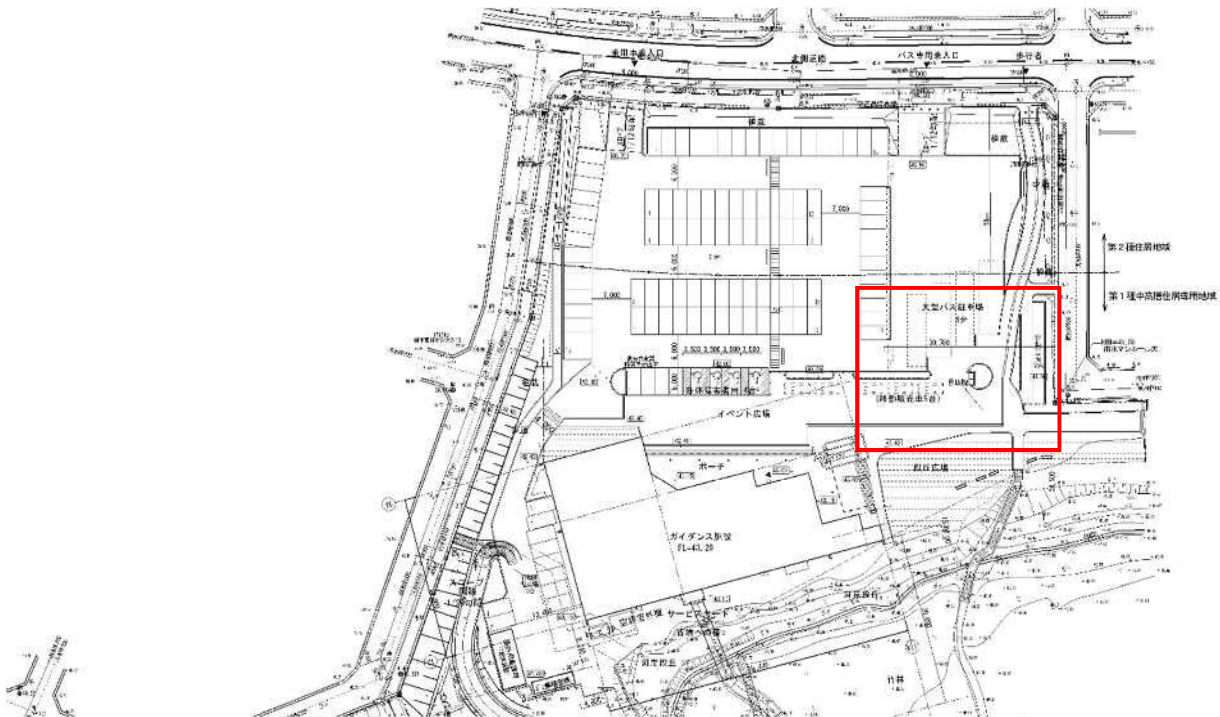
物件 番号	種類	所在地番	設置場所	設置 台数	貸付面積 (幅×奥行×高さ)
1	氷菓	守山区大字上志段味 字前山1367番地	体感！しだみ古墳群 ミュージアム屋外	1 台	2.0m ² 2,000mm×1,000mm

※詳細は〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

〈現地案内図〉



〈施設全体図〉



〈設置箇所詳細図〉

※施設全体図中の赤い枠線で囲った範囲を拡大したものです。



2 契約担当課及び施設担当課

契約担当課 教育委員会事務局文化財保護課 電話052-972-3220（担当：鈴木）

施設担当課 教育委員会事務局文化財保護課 電話052-972-3220（担当：川口・鈴木）

※お問い合わせ先について

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関する事	上記契約担当課
物件特記仕様書及び施設の設置場所の状況等に関する事	上記施設担当課

3 自動販売機設置台数

1 台

4 特記仕様

（1）自動販売機のデザインについては、下記のデザインとすること。

ア 自動販売機本体の色は白を基調とすること。

イ 名古屋市教育委員会文化財保護課と協議の上、自動販売機本体の正面又は側面に、歴史の里マスコットキャラクターである「しだみこちゃん」「埴輪氏武（はにわうじたける）」や「古墳」のデザインを掲載すること。掲載にかかる諸経費等については、賃借人の負担とする。

（2）設置の際には、下記に定める施工内容に基づき施工すること。

ア 既設コンセントより電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器及び子メーター（J I S規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を設置すること。

イ 漏電遮断器、子メーターは、貸付範囲内に設置し、防雨対策を講じること。

ウ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

エ 設置中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

オ 関係法令を遵守の上施工すること。

（3）自動販売機設置にかかる全ての工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理または保障するものとする。

（4）その他工事の詳細については契約担当課及び施設担当課と打合せを行い、その指示に従うこと。また、仕様書及び本特記仕様書に明記なき事項であっても、工事施工上当然措置を必要とする事項または契約担当課及び施設担当課の指示による軽微な変更についてはこれを施工すること。

（5）名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカの電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応にかかる諸経費等については、全て賃借人の負担とする。

（6）設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。

（7）賃貸人の事由によって原則、連続して8日以上休館し、賃借人が一時使用物件を自動販売機のために使用することができない場合は、賃貸人はその期間の貸付料を請求

しないものとし、賃借人はその期間の貸付料のうち、支払い済みの貸付料について返還を求めることができる。ただし、延滞金は発生しないものとする。なお、休館日数が1か月に満たない場合の貸付料は、1か月を30日として日割り計算により算定するものとする。このとき、円未満は切り上げる。

5 参考

- (1) 当該施設の職員数 11名（令和6年度現在）
- (2) 当該施設の来館者数 98,629人（令和5年度実績）
- (3) 当該施設のボランティア数 70人（令和6年度現在）
- (4) 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館します。）
年末年始（12月29日～1月3日）
ただし、駐車場については休館日も利用可能です。